**平成２４年（フ）第２５５号**
滋賀県栗東市小柿１丁目９番19―302号
債務者　渡　　雄基
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２６８号**
大津市晴嵐１丁目19番23号、前住所京都市伏見区醍醐中山町39番地の２　市営住宅醍醐中山団地25―304
債務者　中村ふさ代
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２７４号**
大津市一里山３丁目39番32号　ボヌールＫ302
債務者　大塚　和美
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３２７号**
兵庫県姫路市北条577番地13　吉川ハイツＡ－１号
債務者　谷口　種利
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第６５７号**
広島市安佐北区倉掛１丁目20番33号
債務者　児玉加奈子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１５１号**
福岡県久留米市山川追分１丁目２番21―４号豊福コーポ201号
債務者　田口　里加（旧姓猿渡）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１６８号**
福岡県久留米市荒木町荒木923番地１
債務者　重本慎太郎
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第７号**
秋田県大館市粕田字清水川75番地
債務者　佐々木俊一
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２４年（フ）第８号**
秋田県大館市粕田字清水川75番地
債務者　佐々木ロースマリーシグアこと　ササキ　ロースマリー　シグア
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２４年（フ）第１０４号**
滋賀県彦根市芹川町1463番地
債務者　安福酒店こと　安福　宏全
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第６２０号**
京都府向日市寺戸町向畑32番地の85
債務者　山中　節子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第６７３号**
京都市南区東九条明田町12番地　中井マンション新烏丸201
債務者　橋本　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第８７５号**
京都市伏見区新町４丁目463番地　コーポ蒼園204
債務者　坂田　奈穂
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８７号**
奈良市大宮町２丁目５番３号　杉本ビル201号
債務者　塩谷　弘行
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第２１７号**
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地15―301
債務者　北浦千葉子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第８４号**
鳥取県鳥取市山城町２番８号、旧住所鳥取県鳥取市山城町１番８号
債務者　足立　　賢
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２１７号**
愛媛県松山市中村２丁目６番５号　ミルトミッテⅢ102号
債務者　神庭　孝輝
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
松山地方裁判所民事部